

保税蔵置場の許可の失効公告

下記保税蔵置場については、関税法第47条第1項第1号の規定により許可が失効したので、同条第2項の規定により公告する。

令和8年8月1日

名古屋税関長 杉山 真

記

1 被許可者の住所及び名称

愛知県豊橋市神野西町一丁目2番地
日本ジュース・ターミナル株式会社

2 保税蔵置場の名称及び所在地

日本ジュース・ターミナル株式会社 保税蔵置場
愛知県豊橋市神野西町一丁目2番
愛知県豊橋市神野西町一丁目2番地

3 許可の失効原因

廃業

4 許可の失効年月日

令和8年7月31日